（道路法施行規則の一部改正）

第三条　道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項第三号中「附則第五項」を「附則第二項」に改める。

（港湾関係補助金等交付規則の一部改正）

第四条　港湾関係補助金等交付規則（昭和三十六年運輸省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「附則第十五項から第十七項まで」を「附則第三項から第五項まで」に、「沖縄振興開発特別措置法」を「失効前の沖縄振興開発特別措置法」に、「附則第六条第一項」を「附則第五条第一項」に改める。

（公有水面埋立法施行規則の一部改正）

第五条　公有水面埋立法施行規則（昭和四十九年運輸省建設省令第一号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二第一号中「附則第十五項及び第十六項」を「附則第三項及び第四項」に、「沖縄振興開発特別措置法」を「失効前の沖縄振興開発特別措置法」に、「附則第六条第一項」を「附則第五条第一項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、港湾法及び特定外貿埠頭の管理運営に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十二月十五日）から施行する。

（経過措置）

第二条　改正法附則第三条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第二条の規定による改正前の港湾法第五十条の四の規定の適用については、第一条の規定による改正前の港湾法施行規則第十五条の七の規定は、なおその効力を有する。

第三条　改正法附則第三条第七項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第二条の規定による改正前の港湾法第五十五条の規定の適用については、第一条の規定による改正前の港湾法施行規則第十七条の十の規定は、なおその効力を有する。

第四条　改正法附則第三条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第二条の規定による改正前の港湾法第五十五条の八の規定及び港湾法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百四十三号）附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令による改正前の港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）第十条の規定の適用については、第一条の規定による改正前の港湾法施行規則第二十七条の二及び第二十七条の三の規定は、なおその効力を有する。

第五条　この省令の施行前に交付した第一条の規定による改正前の港湾法施行規則第十号様式による証明書は、第一条の規定による改正後の港湾法施行規則第十号様式による証明書とみなす。

第六条　この省令の施行前に交付した第二条の規定による改正前の特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行規則別記様式による証明書は、第二条の規定による改正後の特定外貿埠頭の管理運営に関する法律施行規則第三号様式による証明書とみなす。

告　示

○金融庁告示第百二十号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の五十七第一号の規定により、次の銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失ったので、同法第五十六条第十二号の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十二月十三日

金融庁長官　畑中龍太郎

	許可番号	銀行代理業者名	主たる営業所又は事務所の所在地	許可年月日	所属銀行の商号	失効年月日	銀行代理業者名	主たる営業所又は事務所の所在地
一	四国財務局長（銀代）第四号	大久保邦彦	高知県高岡郡津野町力石二千八百七十八	平成十八年四月一日	株式会社四国銀行	平成二十三年九月三十日	石丸　一郎	山口県防府市大字野島五百四十七番地
二				平成十九年十月一日	株式会社ゆうちょ銀行	平成二十三年六月八日	樋口　邦裕	高知県安芸市川北甲八百四十番地三
三				平成十九年十月一日	株式会社ゆうちょ銀行	平成二十三年六月十日	小原　ゆか	高知県安芸市畑山甲九百八十四番地
四				平成十九年十月一日	株式会社ゆうちょ銀行	平成二十三年六月二十一日	貝原　美恵	岡山県倉敷市生坂二百四十九番地
五				平成十九年十月一日	株式会社ゆうちょ銀行	平成二十三年六月三十日	金子　歌子	秋田県秋田市山内字田中百二十番地一
六				平成十九年十月一日	株式会社ゆうちょ銀行	平成二十三年七月一日	森本　晴代	高知県南国市福船四百十三番地の五
七				平成十九年十月一日	株式会社ゆうちょ銀行	平成二十三年七月一日	早田漁業協同組合	三重県尾鷲市早田町六番地の三
八				平成十九年十月一日	株式会社ゆうちょ銀行	平成二十三年七月一日	田保　茂子	富山県射水市島三百三十番地
九				平成十九年十月一日	株式会社ゆうちょ銀行	平成二十三年七月一日		